

第19回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 実施要綱

(第54回兵庫県車いす使用者スポーツ大会)

(第63回兵庫県身体障害者スポーツ大会)

(第34回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会)

(第64回兵庫県視覚障害者サウンドテーブルテニス大会)

1 目的

平成18年4月の障害者自立支援法施行による3障害のサービス一元化及び平成18年10月に、『はばたこう とともに今から ひょうごから』をスローガンとして開催した全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」を契機として、身体・知的・精神の3障害が別々に開催していたスポーツ大会を統合し、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」として開催することとなった。

本大会は、県内の障害者がスポーツを通じて体力の維持増進と社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障害者に対する理解と認識を深め交流を広げることを目的とする。

また、本大会は第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く全障スポ」（以下「全国大会」という。）の県予選を兼ねて実施する。

2 名称

第19回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会

3 主催

兵庫県、公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会、公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会、一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会、公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会、社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会、公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会

4 競技運営団体（予定）

一般財団法人兵庫陸上競技協会、一般社団法人兵庫県水泳連盟、兵庫県卓球協会、一般財団法人兵庫県バスケットボール協会、兵庫県バレーボール協会、兵庫障害者フライングディスク協会、三木市水泳協会、三木市ソフトボール協会、兵庫県特別支援学校(知的)サッカー連盟、ひょうごパラスポーツ指導者協議会、兵庫県身体障害者水泳連盟、神戸家庭婦人バレーボール連盟（順不同）

5 協賛（予定）

一般財団法人みなと銀行文化振興財団、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（順不同）

6 協力（予定）

三木市、三木市教育委員会、兵庫県ソフトボール協会、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会、一般財団法人兵庫県雇用開発協会、公益財団

法人神戸新聞厚生事業団、兵庫県保健所長会、一般社団法人兵庫県医師会、三木市医師会、公益社団法人兵庫県看護協会（順不同）

7 大会期間、日程、会場

令和7年3月22日(土)から5月25日(日)まで
各競技の日程及び会場は別に定める。

8 実施競技の対象者

個人／団体	競技種目	対象
個人	水泳	身・知
	一般卓球	身・知・精
	ボウリング	知
	陸上競技	身・知
	フライングディスク	身・知・精
	サウンドテーブルテニス(STT)	視
	ボッチャ	身
団体	ソフトボール	知
	サッカー	知
	バスケットボール	知
	バレーボール	知・精
注) 身…身体障害者 知…知的障害者 精…精神障害者 視…視覚障害者 ※ STTは卓球の障害区分「15」の者(アイマスク有り)		

9 大会参加選手資格

大会に参加できる選手は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、6歳以上の者。
ただし、12歳以下の者については、全国大会の県予選の対象外（以下「オープン参加」という。）とする。
- (2) ア 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
なお、内部障害者については、別添参加誓約書を添付すること。
イ 知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
ウ 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。または、「自立支援医療(精神通院)受給者証」取得者とする。なお、通院証明書または入院証明書のみの所持の者は、オープン参加として参加できる。ただし、全国大会への出場はできない。
- (3) 兵庫県内（神戸市を除く）に現住所を有する者、又は兵庫県内（神戸市を除く）の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者。

- (4) 上記(3)の要件を満たさない選手も、8に掲げる団体種目に参加できる。ただし、当該選手の全国障害者スポーツ大会及びその近畿ブロック予選会への参加は、同大会の規定上認められない。また、当該選手を近畿ブロック予選会へ出場させた場合、チームが失格となるため十分留意すること。
- (5) 刺青・タトゥーがある者は、スポーツウェアやラッシュガード、テーピング等で見えないようにしていること。

10 選手団

- (1) 身体障害者は、県健康福祉事務所、市福祉事務所、各市町の所管課等を単位として選手団を編成する。
- ただし、兵庫県内（神戸市を除く）の施設や学校等にあつては、別に選手団を編成することができる。
- また、サウンドテーブルテニスについては、社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会の支部を単位として、それぞれ選手団を編成することができる。
- (2) 知的障害者は、原則として、障害者支援施設、特別支援学校、各市町・地区の育成会、作業所及び福祉事務所を単位として選手団を編成する。ただし、施設等に入所・通所していない等の理由がある場合は県健康福祉事務所、市福祉事務所、各市町の所管課等の選手団として編成することができる。
- (3) 精神障害者は、原則として、病院、生活支援センター、作業所等の施設を単位として選手団を編成する。ただし、施設等に入所・通所していない等の理由がある場合は県健康福祉事務所、市福祉事務所、各市町の所管課等の選手団として編成することができる。

11 競技規則

適用する競技規則は、別に定める実施要領並びに各競技規則に定めるほかは、各競技の開催時点における年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集(公益財団法人日本パラスポーツ協会編)」によるものとする。

12 競技種目及び障害区分、年齢区分

- (1) 競技種目及び障害区分は、別表①（身体障害者の部の陸上競技における車いす使用者）及び別表②（①以外の者）のとおりとする。
- ア 内部障害については、陸上競技とフライングディスクにおけるぼうこう又は直腸機能障害以外はオープン参加とする。
- イ 精神障害者のフライングディスクはオープン参加とする。
- (2) 個人競技は、年齢(令和7年4月1日現在)を次の各部に分けて競技するものとする（フライングディスク、ボッチャを除く）。
- ア 身体障害者 1部(39歳以下)、2部(40歳以上)
- イ 知的障害者 少年の部(19歳以下)、青年の部(20～35歳)、壮年の部(36歳以上)
- ウ 精神障害者 年齢区分なし
- (3) ボウリングについては、本人の希望により13歳以上の者でもオープン参加を可能とする。

13 参加制限

- (1) 個人競技は、1人につき1競技のみ出場できるものとし、他の個人競技及び全国大会近畿ブロック予選を含む団体競技には出場できないものとする。陸上競技(競走・跳躍・投てき)、水泳、卓球(一般卓球・サウンドテーブルテニス)、ボウリング、フライングディスク、ボッチャは1種目のみ出場できる。ただし、令和7年4月1日現在、12歳以下の者は砲丸投には出場できない。
- (2) 陸上競技のリレー種目(聴覚障害者及び知的障害者のみ)と水泳のリレー種目(身体障害者及び知的障害者のみ)については、それぞれリレー種目とあわせて1競技2種目まで出場することができる。
また、その選手は、個人競技に出場する者のうちから選出しなければならない。
- (3) 団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び個人競技には出場できない。
- (4) 精神障害者のフライングディスク競技については、競技の運営上、参加制限を設ける。
このため、各施設3名以内で申し込むものとするが、申込者多数の場合は、主催者による抽選により参加者を決定する(概ね50名～60名程度)。

14 選手決定

参加選手は、各選手団の申込みに基づき、主催者が決定する。

15 参加料

参加料は、原則として無料とする。

ただし、ボウリング競技については、参加者1人につきゲーム代及び貸靴代の実費を支払うものとする。

16 全国大会への兵庫県選手派遣

本大会の成績記録は、令和7年10月25日～27日に滋賀県で開催される全国大会への兵庫県派遣選手の選考資料とする。

なお、団体競技については、原則として本大会の優勝チームが全国障害者スポーツ大会団体競技近畿地区予選会に出場し、優勝した場合のみ全国大会へ出場できる。

(1) 兵庫県選手参加資格

兵庫県選手として参加できる選手は、本大会の参加選手資格を満たす者のうち、次の各号の条件を満たす者とする。

ア 令和7年4月1日現在、13歳以上の者

イ 兵庫県内(神戸市を除く)に現住所を有する者、又は兵庫県内(神戸市を除く)の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者

(2) 全国大会兵庫県派遣選手選考基準(個人競技)

個人競技に兵庫県選手として派遣する選手は、以下の基準により選考する。ただし、主催者が必要と判断した場合は変更する可能性がある。

ア 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の記録と全国大会最高記録との対比結果等を基にした選考

イ スポーツを通じた障害者の社会参加促進をめざし、出場選手全体に占める初出場枠を2分の1以上確保

- ウ 再出場については、競技力向上に向け、各競技の特性、これまでの出場回数及び若手選手育成の観点等を踏まえ選考
- エ 2年連続出場の場合、原則として、翌年度の大会は選考対象としない
(第19回全国障害者スポーツ大会(茨城県)、第20回全国障害者スポーツ大会(鹿児島県)及び第21回全国障害者スポーツ大会(三重県)は中止となったことから、出場には含めない)
- オ 障害別、男女別の選手構成については、全国大会参加枠を踏まえ兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(以下「のじぎくスポーツ大会」という。)の参加者数などに応じて配慮する
- カ 各競技の特性を踏まえ、地域性、年齢別の選手構成にも配慮する
- キ 兵庫県代表選手の自覚を持ち、正々堂々と全力を尽くして競技ができる者
- ク 兵庫県選手団として、ふさわしい団体行動がとれる者(選手のみならず、監督、コーチ、介護人等の選手団スタッフにおいても適用する)
- ※上記基準により選考資料を作成し、各競技団体の意見を踏まえ、選考委員会で決定する。
- ※上記基準によりがたい事情がある場合は、別途選考委員会で決定する。
- ※アーチェリーは、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会としては実施せず、全国大会直近の記録会を選考対象とする。

17 その他

- (1) 大会実施の詳細事項については、別に実施要領を定める。
- (2) 競技中に生じた事故等については、応急処置を除き、主催者は一切の責任を負わない。
- (3) 傷害保険の加入については、主催者において行う。
- (4) 大会当日、会場に報道機関が来場することが予想され、選手の氏名、写真及び映像が放送又は新聞等に掲載されることがある。また、大会プログラム及び大会報告書、(公財)兵庫県障害者スポーツ協会機関誌やホームページ等に障害区分及び障害区分名、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真等を掲載するため、いずれも了承のうえ申し込むこと。また、全国障害者スポーツ大会に選出された場合も同様となるため、了承のうえ申し込むこと。
- (5) 荒天や各種感染症の急拡大等、安全に開催することが困難であると主催者が判断した場合は、大会を中止する。

別表① 年齢区分（R7.4.1現在） 1部（39歳以下） 2部（40歳以上）		区分 番号	障害区分	種目 陸上競技 ◎男女別・年齢区分別 ☆オープン参加										
				競走						投てき				
				50 m	100 m	200 m	800 m	1500 m	スラローム	砲丸投	ソフトボール 投	ジャベリック スロー	ビーンバック 投	
肢体 不 自 由	脳原性麻痺以外 で車いす使用	10	第6頸髄まで残存 肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の 屈曲と手関節の背屈は正常）	◎ 日常生活 用車いす	◎					◎				◎
		11	第7頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺 者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、 物がにぎれない）		◎	◎	◎	◎	◎				◎	
		12	第8頸髄まで残存 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正 常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持力はある が、指を強く開いたり閉じたりできない）						◎	◎ 12歳以下 出場不可	◎	◎		
		13	下肢麻痺で座位バランスなし 「座位バランス」の判定は「へそ」の位置の知覚レベルの 有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状 態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バラ ンスあり」と判断する。		◎	◎	◎		◎ 12歳以下 出場不可	◎	◎			
		14	下肢麻痺で座位バランスあり 「座位バランス」の判定は「へそ」の位置の知覚レベルの 有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状 態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バラ ンスあり」と判断する。						◎ 12歳以下 出場不可	◎	◎			
		15	その他の車いす 脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢 切断のため車いすを使用し競技する者）						◎ 12歳以下 出場不可	◎	◎			
	脳原性麻痺 （脳性麻痺 脳血管疾患 脳外傷等） 脳原性麻痺とは、脳性麻 痺、脳血管疾患、脳外傷な ど脳に起因する機能障害で ある。	16	四肢麻痺で車いす使用 四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両 上肢駆動による車いす使用者	◎ 日常生活 用車いす						◎			◎	
		17	けって移動 両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車い すを駆動させる者	◎ 日常生活 用車いす						◎				◎
		18	上下肢で車いす使用 日常動作において片側の上肢と下肢で車いすを操作する 者	◎ 日常生活 用車いす						◎		◎	◎	
		19	上肢で車いす使用 上肢による車いす使用者 ※軽度な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合 はこの区分に該当する。	◎ 日常生活 用車いす	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ 12歳以下 出場不可	◎	◎	
	23	電動車いす常用 原則として四肢体幹機能障害等により日常的に電動車い すを使用している者 ※電動車いすは、JIS T9203（電動車いすの日本工業規 格）に定めたものとする。速度は4.5km/h又は6km/hとす る。	☆						◎				◎	

別表②

兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 障害区分表

各種目共通 注意事項

- 各競技により、区分番号が異なるので、注意すること。
- 機能障害でも、脳に起因する場合は「肢体不自由者(Ⅲ)《脳原性麻痺》」となるので注意すること。
- 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。指および手のひらの切断は手部切断となる。
- 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 競技上の注意：上腕切断が前腕切断で参加する等、より軽度の区分での参加は認めない。
- 年齢区分：1部…39歳以下の者 2部…40歳以上の者（身体障害者）

1 陸上競技

■肢体不自由者（Ⅰ）《切断・機能障害者》

	区分	障 害 内 容	備 考
上肢	1	手部切断	片側及び両側の手部切断
		片前腕切断	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
		片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
		片上腕切断	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	2	両前腕切断	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
		片前腕・片上腕切断	片前腕の切断及び片上腕の切断者
		両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	3	両上腕切断	両上腕の切断者
		両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
下肢	4	片下腿切断	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	5	片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	6	両下腿切断	両側の下腿の切断者
	7	片下腿・片大腿切断	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	8	両大腿切断	両側の大腿の切断者
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
体幹	9	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当） 四肢機能障害を伴う場合及び脳原性麻痺によるものはこの区分に該当しない

■肢体不自由者（Ⅲ）《脳原性麻痺者※》

区分	障 害 内 容	備 考
20	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることをできない者
21	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
22	その他走可能	「21 上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当

※ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等の脳に起因する機能障害。

■視覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
24	視力0から0.01 まで	視力は、良い方の視力で判定（矯正後の視力） 指数弁は0.01、手動弁～光覚弁は0で換算 視野は障害区分判定に用いない
25	その他の視覚障害	

■聴覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
26	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	

■知的障害者

区分	障 害 内 容	備 考
27	知的障害	

■内部障害者

区分	障 害 内 容	備 考
28	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髓損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
29	上記以外の機能障害	オープン参加

2 水泳

■肢体不自由者（Ⅰ）《切断・機能障害者》

	区分	障 害 内 容	備 考
上肢	1	手部切断	片側及び両側の手部切断
	2	片前腕切断	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
		片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	3	片上腕切断	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	4	両前腕切断	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
		両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	5	両上腕切断	両上腕の切断者
		両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		片前腕・片上腕切断	片前腕の切断及び片上腕の切断者
下肢	6	片下腿切断	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	7	片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	8	両下腿切断	両側の下腿の切断者
		両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	9	両大腿切断	両側の大腿の切断者
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		片下腿・片大腿切断	片下腿の切断及び片大腿の切断者
上下肢	10	片上肢切断・片下肢切断	片上肢の切断及び片下肢の切断者
		片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
	11	多肢切断	三肢以上の切断者
		片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		両上肢不完全・両下肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害及び両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
体幹	12	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当） 四肢機能障害を伴う場合及び脳原性麻痺によるものはこの区分に該当しない

■肢体不自由者（Ⅱ）《脳原性麻痺以外の車いす使用者》※

区分	障 害 内 容	備 考
13	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
14	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）

15	下肢麻痺で座位バランスなし	座位バランスの判定は「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準 背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」とせず、切断の区分を適用すること
16	下肢麻痺で座位バランスあり	

※ 脊髄損傷、脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレー等の疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合が該当。

■肢体不自由者（Ⅲ）《脳原性麻痺者※》

区分	障 害 内 容	備 考
17	四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
18	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
19	片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
20	その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
21	その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者

※ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等の脳に起因する機能障害。

■肢体不自由者（Ⅳ）

区分	障 害 内 容	備 考
22	浮具使用	重度の四肢体幹障害をもつ者（筋ジストロフィーなど）で、浮具を使用する者

■視覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
23	視力0から0.01 まで	視力は、良い方の視力で判定（矯正後の視力） 指数弁は0.01、手動弁～光覚弁は0で換算 視野は障害区分判定に用いない
24	その他の視覚障害	

■聴覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
25	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	

■知的障害者

区分	障 害 内 容	備 考
26	知的障害	

3 一般卓球・サウンドテーブルテニス

■肢体不自由者（Ⅰ）《切断・機能障害者》

	区分	障 害 内 容	備 考
上肢	1	片上肢障害	一側の上肢に障害がある者
	2	両上肢障害	両側の上肢に障害がある者
下肢	3	片下腿切断	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	4	片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		両下腿切断	両側の下腿の切断者
		片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	5	片下腿・片大腿切断	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		両大腿切断	両側の大腿の切断者
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
体幹	6	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者。脊椎カリエス等による体幹の障害が該当 四肢機能障害を伴う場合及び脳原性麻痺によるものは該当しない

■肢体不自由者（Ⅱ）《脳原性麻痺以外で車いす使用者※》

区分	障 害 内 容	備 考
7	第8頸髄まで残存	頸髄損傷により障害のある者
8	座位バランスなし	座位バランスの判定は「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準 背もたれのない椅子に座り両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断
9	その他	脳原性麻痺者以外で上記に該当しない者

■肢体不自由者（Ⅲ）《脳原性麻痺者※》

区分	障 害 内 容	備 考
10	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
11	杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
12	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
13	上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
14	片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

※ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等の脳に起因する機能障害。

■視覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
15	アイマスク有り	視力・視野の程度に関わらずアイマスクの有無で出場競技を区分（アイマスク有りはSTT、無しは一般卓球）
16	アイマスク無し	

■聴覚障害者

区分	障 害 内 容	備 考
17	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	

■知的障害者

区分	障 害 内 容	備 考
18	知的障害	

■精神障害者

区分	障 害 内 容	備 考
19	精神障害	

■内部障害者

区分	障 害 内 容	備 考
20	内部障害	オープン参加

4 フライングディスク

区分	障 害 内 容	備 考
1	座位	
2	立位	

5 ポッチャ

		区分	障 害 内 容	備 考
肢 体 不 自 由	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全 (競技スタイル立位)	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者
	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
		3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない）
		4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		5	多肢切断	3肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		7	けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		8	片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の upper limb と下肢または片側の upper limb で車いすを操作する者
		9	その他走不能 (競技スタイル立位)	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず走ることが不可能な者
		10	電動車いす常用	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者

※区分番号1と9は立位とする

※区分番号2から8、10は座位とする（※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う）

別表②

兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 競技種目表

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合可・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし ※複数の障害区分に1つの◎がある場合は1つの区分として実施する。

種目	障害区分	肢体Ⅰ								肢体Ⅲ			視覚		聴覚	知的	内部		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	20	21	22	24	25	26	27	28	29
50m		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
100m		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
200m												◎	◎	◎	◎	◎	◎		
400m																	◎		
800m														◎	◎	◎	◎		
1500m		◎										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4×100mリレー																△	△		
走高跳			▲	▲											▲	▲	▲		
立幅跳		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
走幅跳		◎	◎	◎	◎	◎				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
砲丸投		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
ソフトボール投		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ジャベリックスロー		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ 令和7年4月1日現在、満12歳以下の者は、砲丸投には出場できない。
※ 視力は良い方の視力で判定し、視野は考慮しない。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合可・年齢区分なし

種目	障害区分	肢体Ⅰ												肢体Ⅱ				肢体Ⅲ					肢体Ⅳ	視覚		聴覚	知的
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	◎
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	◎
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	●		●	●	●		●	◎	●	●		●	●	●	◎
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○		○		○	○		○	○	○	◎
4×50mリレー																											△

※ 令和7年4月1日現在、満12歳以下の者は、全ての種目にオープン参加可能。
※ 視力は良い方の視力で判定し、視野は考慮しない。
※ 内部障害者の参加はできない。

3 一般卓球・サウンドテーブルテニス

- (1) 一般卓球(身体・知的)・サウンドテーブルテニスともに、障害区分別・男女別・年齢区分別で実施する。
(2) 一般卓球(精神)は、男女別で実施する。
(3) 一般卓球とサウンドテーブルテニスは、視力・視野の程度に関わらずアイマスク(光を通さないもの)の装着の有無で種目を分ける。

4 フライングディスク

- (1) アキュラシーは、全障害男女同一区分で実施する。
(2) ディスタンスは、全障害を座位、立位に分け、男女別に実施する。

5 ボッチャ

身体障害者で座位・立位別で実施する。

6 ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

7 バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

8 ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

9 バレーボール

知的障害者で男女別に実施する。
精神障害者で男女混合で実施する。

10 サッカー

知的障害者のみの競技とする。